

令和7年度事業計画(案)

委任による訴訟代理人（弁護士・司法書士）が訴訟提起する場合のオンライン訴状提出を義務づける改正民事訴訟法が令和8年5月までに施行され、同年4月には所有権登記名義人表示変更登記の申請義務化及び職権による名変登記がスタートするなど、法務行政の分野においてもITを活用した大きな制度変更が進みつつあります。また、企業内の決裁や企業間取引においては電子文書の活用が一般化しつつあり、このようなデジタル社会化への対応は、司法書士業界の最重要事項の一つです。

一方で、デジタル化の進展により、業務が広域的に集約していき、また、定型的業務が消滅していくこと（職権による名変登記はその一例と言えます）は避けられないことと考えられ、各地域において司法書士が将来にわたって一定の地位を維持していくためには、業界全体の姿勢として、商取引の世界だけでなく、市民生活に密着したニーズに答えていくことがさらに重要になってくるものと思われます。特に、相続登記はもちろん、遺言作成支援や遺産承継業務、成年後見業務など、家事分野において調整型の法律専門職が貢献できる場面は多いと考えられ、日本司法書士会連合会も重要視しているところです。当会としても、出前講座や各市町での相談会、法務局での相談会など、市民と身近に接触する機会を拡充させてきており、今後もこの取り組みは重点事業として継続していくべきであろうと考えます。

そのほか、近年は、新しい社会制度の支え手としての体制整備やその広報など、日司連の指揮のもとに全国単位会の連携を求められる事業が増えていますので、これを当会としての事業充実の機会と捉え、積極的に対応していきたいと思います。

各部においては、基本的には例年の事業の骨格を維持しつつ、以上の観点を踏まえて以下のとおり事業を実施していく予定です。

総務部

1. 苦情申出・懲戒申立等の処理
 - (1) 苦情申出の受付、苦情処理委員会の運営
 - (2) 綱紀調査委員会、注意勧告小理事会の運営
 - (3) 量定意見小理事会の運営
 - (4) 上記に関する法務局、日司連との連携
2. 会員の執務に関する連絡・指導
 - (1) 会員の品位保持のための司法書士法、同施行規則、会則及び司法書士行為規範の遵守に関する連絡・指導
 - (2) 執務姿勢、広告等の適正化に向けての連絡・指導
 - (3) 司法書士業務に係る法改正への対応
 - (4) 隣接専門職との業際問題に関する指導
 - (5) 本人確認記録の作成・保存に関する連絡・指導
 - (6) マネーロンダリング・テロ資金供与防止に関する連絡・指導
 - (7) 職務上等請求書の使用・管理に関する連絡・指導
 - (8) 会員の補助者への指導監督義務の履行指導
 - (9) 法務省、日司連等からの執務関係情報の伝達
3. 会則、諸規則、諸規程の改正、整備及び検討
 - (1) 日司連基準改訂への対応
4. 会員の登録(入会・退会・変更)に関する事務、登録調査委員会の運営
5. 非司行為に関する情報収集及び調査
 - (1) 非司法書士排除委員会の運営
 - (2) 司法書士法施行規則第41条の2の規定による法務局調査委嘱に対する対応
6. 公益的活動(プロボノ活動)の促進
7. 関連団体、各支部との連携

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート佐賀支部
- (2) 佐賀県司法書士政治連盟
- (3) 佐賀県青年司法書士連絡協議会
- (4) 佐賀県司法書士会各支部

8. 福利厚生事業

- (1) 司法書士業務損害賠償任意保険の加入促進
- (2) 司法書士国民年金基金の加入促進

9. 情報公開

- (1) 「情報公開に関する規則」に基づく本会ホームページによる告知
- (2) 懲戒処分・注意勧告事案等に対する会長声明の公開

10. 司法書士会事務局の運営

11. その他、他の部の所掌に属さない会務に関する事項全般

相談事業部

1. 日本司法支援センター佐賀地方事務所(法テラス佐賀)との連携

(1) 役員・委員などの派遣

副所長	1人
民事法律扶助審査委員会 副審査委員長	1人
民事法律扶助審査委員会 審査委員	4人

(2) 執行部会(年12回)

(3) 民事法律扶助(法律相談援助・代理援助・書類作成援助)申込の推進

2. 佐賀県司法書士会総合相談センター

(1) 電話無料法律相談 毎週月曜・木曜日 18時～20時 各会員事務所

(2) 面談有料法律相談 毎週水曜日 14時～18時 司法書士会館

(3) 成年後見電話無料相談 毎週火曜日 18時～20時

LSとの連携強化の一環として本会事業として行い、LS佐賀支部から相談員の派遣を受ける

(4) 運営委員会の開催

目 的	各種相談会の企画及び実施 相続登記の促進 相談事業の広報に関する協議 など
-----	--

3. 佐賀県司法書士会調停センター(ADRセンター)

(1) 手続実施者向け・一般会員向け研修会の開催

(2) ADR委員会の開催

目 的	調停センターの運営に必要な事項に関する協議 研修会の企画・実施並びに広報の検討 調停の実施 オンラインでの実施の準備 特定和解の取り扱うことの検討 弁護士助言型への移行及び家事調停取扱いの検討
-----	--

(3) 九州ブロック調停センター担当者会議等への参加

4. 司法過疎対策

(1) 九州ブロック司法過疎対策委員会への出席

(2) 「九州地区開業支援フォーラム」への参加及び県内での開業PR・支援

5. 各種相談事業の実施

(1)「県下一斉無料法律相談会」(佐賀地方法務局との共催予定)

実施時期 令和7年11月又は12月 予定(昨年度の大雪を検証し実施時期を改めて検討する。)

会 場 佐賀県内7か所程度

方 法 面談相談

(2) 司法書士の日無料法律相談会、労働トラブル110番など日司連、九州ブロックなどからの要請に応じて各種相談会を実施する

(3)「一日合同行政相談所」等、他機関の要請に基づく相談員派遣や相談会の開催

(4) 相続登記相談センターの活用及び周知

内容: 日司連又は本会事務局で受け付けた相談申し込みを各支部の相談員登録の名簿順に配転し、当番会員が事務所にて面談相談を受ける。

目標: 相談状況や利用者及び会員の声に応じて利用しやすいセンターを目指す。県内市町等への周知を徹底する。

6. 支部主催相談事業の相談員手当助成

佐賀市、唐津市、佐賀地方法務局唐津支局・武雄支局、鳥栖商工会議所(行政側が予算措置していないもの)

企画部

1. 相続・遺言・生前対策等に関する出前講座の実施

日 時 依頼に応じて随時実施
対 象 商工会議所、消費者団体、金融機関、公民館、老人クラブほか
講 師 企画委員会委員ほか
内 容 相続、遺言、終活、任意後見・家族信託等の生前対策ほか
目 的 司法書士制度の啓蒙・啓発

2. 悪徳商法・多重債務・ワークルール等に関する消費者教育講座の実施

日 時 依頼に応じて随時実施
対 象 中学校、高校、消費者団体ほか
講 師 企画委員会委員ほか
内 容 契約、クレジット、悪徳商法、SNS、多重債務、労働条件ほか
目 的 司法書士制度の啓蒙・啓発

3. 財産管理業務研究委員会における活動

- (1) 金融機関・保険会社・福祉施設等に対して、法定後見・任意後見・信託・遺言・死後事務等の財産管理承継セミナーを案内
- (2) 信託に関する研究、研修会を開催

4. 経済的困窮者の救済支援事業

相談または書類作成支援 1回につき5,500円
管轄所管庁への同行支援 1回につき11,000円
なお、依頼者1人につき、16,500円を上限とする。

5. レクリエーション・懇親会の開催

日 時 未定
対 象 司法書士会会員及び補助者

6. 裁判所の依頼に基づく管理人等候補者の推薦

- (1) 家庭裁判所における不在者財産管理人・相続財産清算人等
- (2) 地方裁判所における所有者不明土地管理人

7. 裁判所との協議会開催

場 所 佐賀簡易・地方裁判所・家庭裁判所
目 的 裁判所との意見交換

8. 佐賀地方法務局との協議会開催

場 所 佐賀地方法務局

目 的 法務局との意見交換

9. 空き家・所有者不明土地問題への対応・対策

各市町の空き家対策協議会委員に就任している会員間で意見交換を行い、改正民法・不動産登記法の周知を含む各市町への情報提供、業務提携等を行う。

10. 各種団体との連携協力

佐賀消費者フォーラム

佐賀県多重債務者対策会議

佐賀県消費生活の安全安心対策会議

佐賀県空き家対策連絡会議

佐賀県農業会議

佐賀県宅地建物取引業協会

九州北部税理士会

佐賀労働局

研修部

1. 本会研修会の開催

(1) 各回3～4単位で年5回程度

(2) 研修内容

① 民法・不動産登記法等改正に関する研修会

② 民事信託・遺産承継・事業承継に関する研修会

③ 成年後見に関する研修会

④ 裁判のオンライン化に関する研修会

⑤ その他、日司連の講師派遣事業等の情報を得ながら、司法書士を取り巻く社会情勢に応じてテーマを選定する。

2. 年次制研修の実施

3. 支部研修会開催の支援

4. 補助者研修会の開催

年1回行う。司法書士補助者としての心得及び実務に役立つ研修内容とする。

5. 日司連が行う同時配信による研修会の開催

日司連が行う同時配信による研修会について講義内容・日程等を適宜判断し、必要に応じて開催する。

6. 諸研修会への受講者派遣

本会での伝達研修の実施可能性のある研修会に、受講者を派遣する。

7. 研修委員会の開催 2～3回程度

広報部

1. 対外広報

(1) 各種事業における広報の実施

県・市町広報誌、新聞、ニュースリリース等を利用し、各種事業の開催告知及び事業の取材を働きかけて、一般市民に周知する。

(2) 県下一斉無料法律相談会について

今年度も、新聞、市報等を利用して広報を実施する。

(3) 相続登記促進のための広報について

令和6年4月1日に施行された相続登記の義務化を契機として、相続登記促進のための広報を引き続き各関係機関に働きかけて実施する。

具体的には、

- ① 相続登記の義務化に関するチラシの市町村や金融機関等への配布
- ② 県下一斉無料法律相談会・市町・各種相談会での啓蒙活動

(4) 法務局との連携

県下一斉無料法律相談会の広報への協力支援

2. 対内広報

(1) 会報発行 夏号と冬号の年2回

業務に参考になる記事等、いろいろな分野について情報発信を行い、司法書士及び当会の活動の充実を図る。